

益田興産株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 24 年 5 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

2. 内容

目標 1. 育児介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を図る。

(対策)

平成 24 年 5 月～ パンフレット等を基に自社の就業規則に定めている関連規程の説明および取扱を社員に周知する。

平成 24 年 5 月～ 法改正等があった場合、会議等により随時周知を行う。

目標 2. 妊娠中・休業中及び復帰後の女性従業員のための相談窓口を設置する。

(対策)

平成 24 年 5 月～ 相談窓口の担当者の選任及び予備研修を行う。

平成 24 年 7 月～ 相談窓口の開設と全従業員への周知を行う。

目標 3. 子供が生まれる際の父親の休暇取得の促進を図る。

(対策)

平成 24 年 6 月～ 就業規則に定めた制度の周知徹底を図る。

平成 24 年 10 月～ 環境改善委員会等の設置により休暇取得を促進し計画期間内の日数拡充を目指す。

目標 4. 所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを導入する。

(対策)

平成 24 年 10 月～ 日程、曜日の検討

平成 24 年 11 月～ 社員への通知、ポスターの作成・掲示

平成 24 年 12 月～ ノー残業デーの実施